

放課後児童健全育成事業について

➤ 事業の概要

- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休業日において、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業で、一般的には「放課後児童クラブ」と呼ばれている。
- ・平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、国の基準に基づき、設備及び運営に関する基準を条例で定め運営している。
- ・札幌市においては、児童会館及びミニ児童会館で開設する公設民営の「児童クラブ」と、民設民営の「民間児童育成会」及び「届出のあった民間放課後児童健全育成事業所」の形態で実施している。

➤ 現在の実施状況

	開設数 (R7年度)	内容	利用料
公設児童クラブ	199	<ul style="list-style-type: none"> ・さっぽろ青少年女性活動協会が運営 ・児童会館（112か所）→指定管理 ・ミニ児童会館（87か所）→委託 	原則無料 (8:00～8:45、18:00～19:00の利用がある場合は月額2,300円)
民間児童育成会	42	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の父母や児童育成関係者等で構成される団体が運営 ・本市からの助成金の対象 	有料 (平均:月額約13,000円)
届出のあった民間放課後児童健全育成事業所	7	<ul style="list-style-type: none"> ・本市からの助成金の対象とはならないが、札幌市に届出をして運営する民間事業所 	有料 (民間児童育成会より割高の傾向)

➤ 主な基準

【専用区画面積】

- ・遊びや生活の場としての機能及び静養するための機能を備えた面積として、児童1人につき概ね1.65㎡以上を確保

【人員配置】

- ・1支援の単位（1クラス）は、概ね児童数40人以下とし、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を配置（うち1人以上は、所定の研修を修了した放課後児童支援員を配置）

【開所日数】

- ・年間250日以上（日曜日、国民の祝日、振替休日等を除く）

【開所時間】

- ・小学校の授業のある日は1日3時間以上、学校休業日は1日8時間以上

➤ クラブ数及び児童数の推移

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	開設数	児童数								
公設児童クラブ	199	20,965	199	22,436	199	22,737	199	24,502	199	24,685
民間児童育成会	45	1,331	43	1,395	43	1,393	42	1,379	42	1,414
届出事業所	5	195	6	188	6	232	7	225	7	225
合計	249	22,491	248	24,019	248	24,362	248	26,106	248	26,324